【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月10日
【計算期間】	第25特定期間 （自 2019年5月14日　至 2019年11月12日）
【ファンド名】	パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン ＜毎月分配型＞
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　白勢　菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林　徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託は、安定した収益の確保を図りつつ、信託財産の成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券 一般）） 資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

・追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

・海外…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・債券…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

・その他資産（投資信託証券（債券 一般））…目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券（債券 一般…公債、社債、その他債券の属性区分にあてはまらないすべてのもの）に主として投資する旨の記載があるもの
・年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
・エマージング…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
・ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
・為替ヘッジなし…目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp)をご参照ください。

③ファンドの特色

1．「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」および「短期債マザーファンド」を主要投資対象とし、「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」に95%程度、「短期債マザーファンド」に5%程度投資を行うことを基本とします。

<ファンドの仕組み>

2．「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」への投資を通じて、新成長国が現地通貨で発行した国債等およびそれと同等の価値が得られるクレジット・リンク・ノートへの投資を行います。
※新成長国とは、経済発展段階にあり、また今後さらに経済成長が見込めるとパインブリッジ・インベストメンツが判断した国（先進国を除く）および地域を指します。新成長国は「エマージング諸国」や「新興国」と呼ばれることもあります。

クレジット・リンク・ノート（ＣＬＮ）とは

投資の主対象である企業または債券の信用リスクを、別の債券の信用に結びつけたものです。当ファンドの投資対象であるＣＬＮは、原則として、ＣＬＮの発行体である金融機関が現地通貨建ての新成長国債等を購入し、そこから得られる収益をＣＬＮを通じて還元する仕組みです。ＣＬＮに投資することにより、ファンドが直接投資できない国や投資が困難な国への投資が可能となるとともに、現地通貨建ての新成長国債等に投資するのと同様の投資効果が期待できます。

3．「短期債マザーファンド」への投資を通じて、国内外の公社債（外貨建て公社債等への投資に伴う為替変動リスクについては、対日本円での為替フルヘッジを基本とし、為替変動リスクを極力排除するよう努めます。）への投資を行います。
4．実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
※「短期債マザーファンド」においては為替ヘッジを行います。
5．毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。原則として安定分配を目指しますが、毎年2・5・8・11月の決算時には、基準価額の水準等を勘案し、分配対象額の範囲内で委託会社が決定

する額を付加して分配する場合があります。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

<毎月分配のイメージ図>

※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

≪新成長国債券市場の特徴≫

主な投資対象の新成長国

※上記はJPモルガン社GBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数の構成国を示しています。(2019年12月末現在)
※当ファンドは、上記の国以外に投資することがあります。また、上記の国の全てに投資するとは限りません。

世界の牽引役となる新成長国経済

● 一般的に先進国よりも高い経済成長力を有しており、今後とも高い成長が持続すると期待されます。

GDP成長率の推移と予測

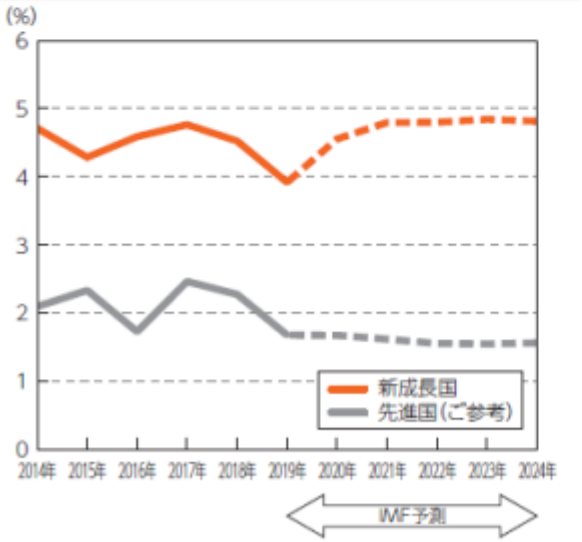

※出所：国際通貨基金(IMF)2019年10月
※先進国はIMFが定義する"Advanced economies"、新成長国はIMFが定義する"Emerging market and developing economies"を指します。(2014年から2024年。2019年から2024年は予測値。)

新成長国債の魅力的な利回り

● 一般的に先進国債よりも高い利回りが期待されます。

現地通貨建て新成長国債の利回り推移

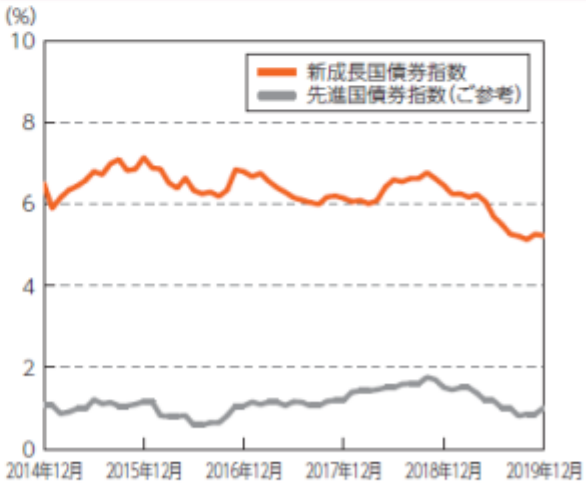

※出所：ブルームバーグ(2014年12月末から2019年12月末、月次ベース)
※上記の新成長国債券指数はJPモルガン社GBI-EMグローバル・ディバーシファイド指数、先進国債券指数はFTSE世界国債インデックスの最終利回りを示しています。

≪収益分配金に関する留意事項≫

● 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

● 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

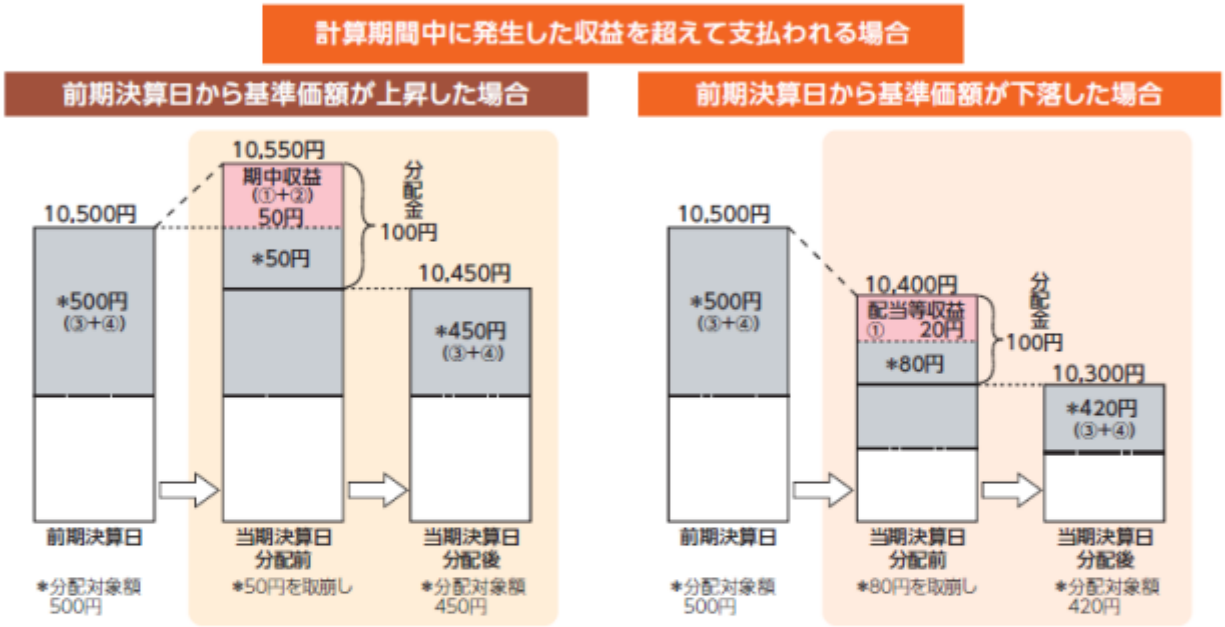

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

● 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

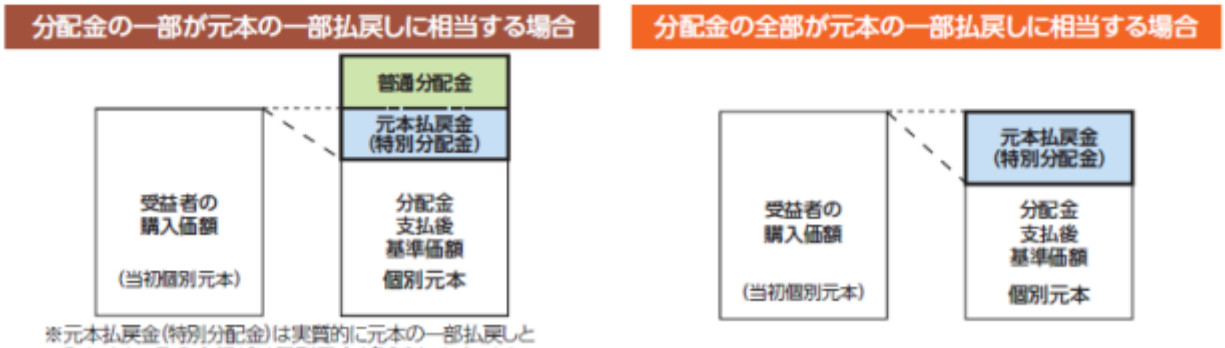

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④信託金の限度額

1兆円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2007年 5月25日　　ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月 1日　　ファンドの名称変更（「AIG現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞」から「パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞」に変更。）

（3）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

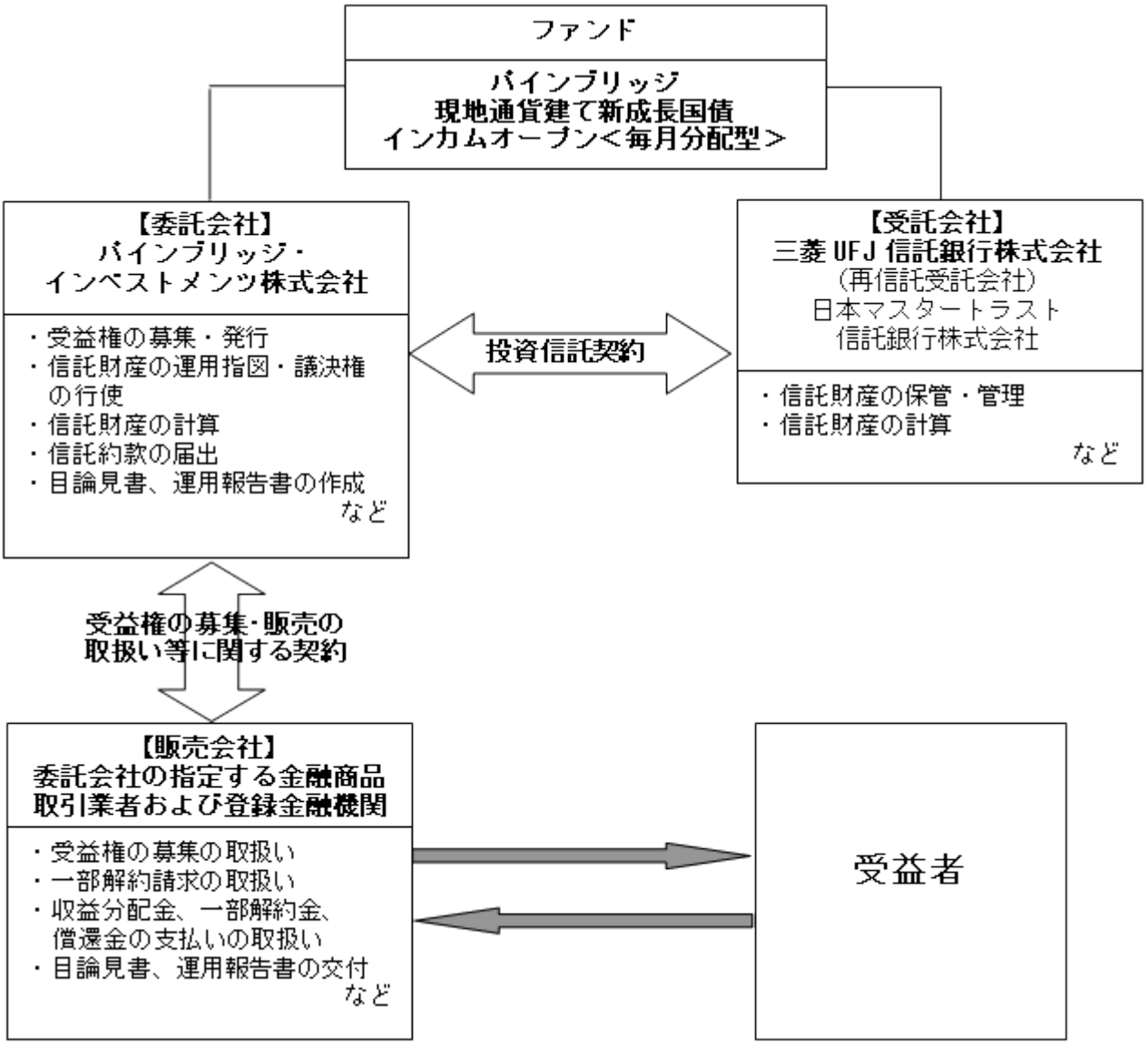

・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取決め等が定められています。

・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額　1,000,000,000円（2019年12月末日現在）

・会社の沿革

1986年11月　　当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

1987年 1月　　エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。

1997年 2月　エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。
2001年 7月　エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に商号変更。
2002年 4月　株式会社千代田投資顧問と合併。
2007年 4月　AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
2008年 4月　AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。
2008年 5月　エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。
2009年12月　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況（2019年12月末日現在）

株主名	住　所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam　The Netherlands	42,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図りつつ、信託財産の成長を目指して運用を行います。

②投資対象

「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」および「短期債マザーファンド」を主要投資対象とします。

③投資態度

1．「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」に95%程度、「短期債マザーファンド」に5%程度の投資を行うことを基本とします。
2．「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」への投資を通じて、新成長国が現地通貨で発行した国債等およびそれと同等の価値が得られるクレジット・リンク・ノートへの投資を行い、新成長国債券の魅力的なインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。
3．「短期債マザーファンド」への投資を通じて、国内外の公社債（外貨建て公社債等への投資に伴う為替変動リスクについては、対日本円での為替フルヘッジを基本とし、為替変動リスクを極力排除するよう努めます。）に投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指します。
4．「短期債マザーファンド」における為替ヘッジを除き、実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
5．資金動向や市況動向によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ．有価証券
　ロ．金銭債権（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）
　ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2．次に掲げる特定資産以外の資産
　イ．為替手形

②投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「短期債マザーファンド」の受益証券、および外国籍投資信託証券「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパー
2．短期社債等
3．外国または外国の者の発行する証券または証書で前記１．の証書の性質を有するもの
4．外国法人が発行する譲渡性預金証書
5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

・委託会社の運用体制

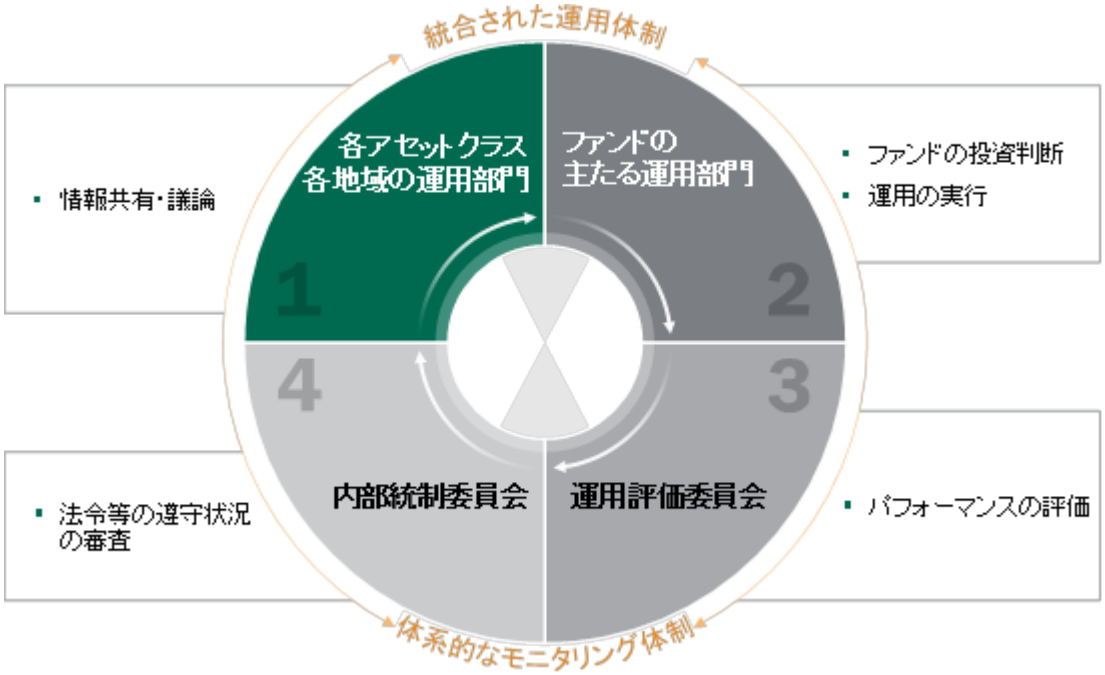

1．投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（11名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

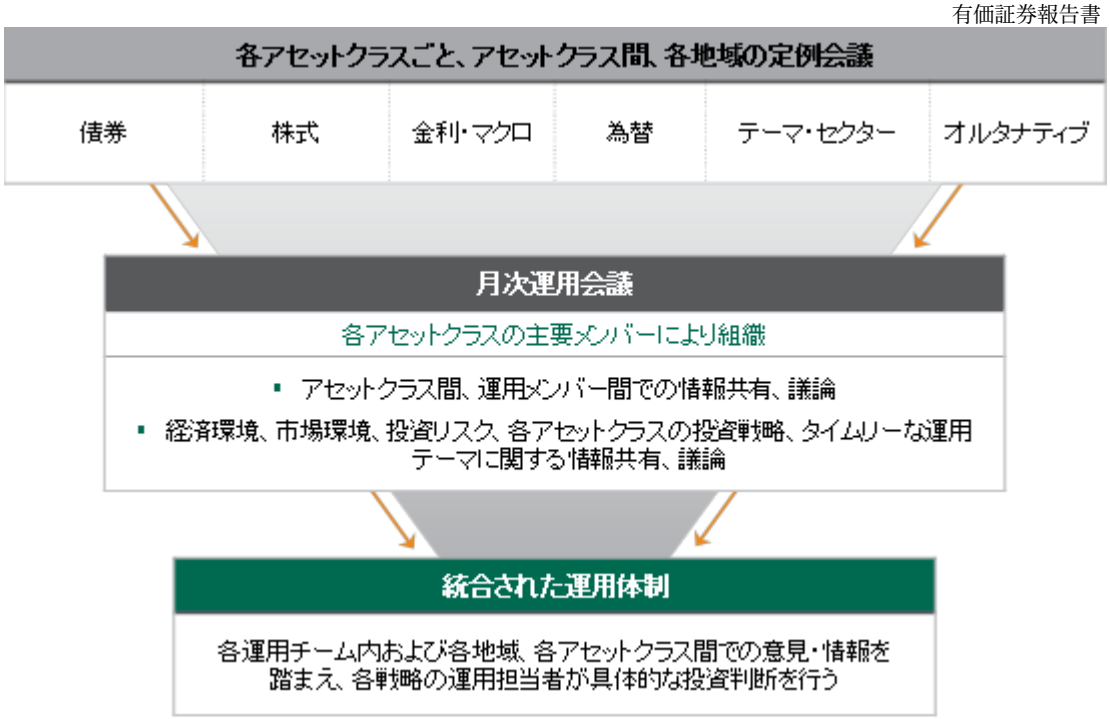

2．パフォーマンス評価とリスク管理

・運用業務部（10名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3．ファンドの関係法人に対する管理体制

・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

4．当ファンドの運用担当者に係る事項

・パインブリッジ・インベストメンツ株式会社　ポートフォリオ・マネジメント部
運用担当者：4名、平均運用経験年数：16年
担当業務内容：当ファンドの設定・解約に伴う投資信託証券の売買の指図、外国籍投資信託証券のモニタリング・情報収集等

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は2019年12月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

（4）【分配方針】

①毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

1．分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）の全額とします。

2．分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定するものとします。原則として安定分配を目指しますが、毎年2・5・8・11月の決算時には、基準価額の水準等を勘案し、前記の安定分配に分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

3．留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）とマザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（みなし配当等収益）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（売買益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

1．収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

2．前記１．の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対して、原則として、毎決算日の翌営業日に、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3．前記１．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

4．受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。なお、受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定める投資制限＞

①投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

②株式への直接投資は行いません。

③デリバティブへの直接投資は行いません。

④外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑤特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥外国為替予約取引の指図

1．委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2．前記１．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦資金の借入れ

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」において、当該投資信託証券の投資制限が、一般社団法人投資信託協会の規則に定める信用リスク集中回避のための投資制限の範囲内であると確認できる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑨一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％以内、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑩デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■外国投資信託証券の概要

ファンドが投資する外国投資信託証券の概要は以下の通りです。

パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド

形態	アイルランド・ダブリン籍／契約型外国投資信託
投資顧問会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
管理会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド
管理事務代行会社	ステート・ストリート・ファンドサービス（アイルランド）リミテッド
信託報酬	純資産総額に年0.5%の率を乗じて得た額
実質的な主要投資対象	新成長国が現地通貨で発行した国債等
設定日	2006年11月27日

（１）基本方針

ラテンアメリカ、ロシア・東欧、アジア、中近東・アフリカ諸国の政府および政府機関、企業が発行した現地通貨建ての債券に、ファンドの純資産総額の3分の2以上を投資し、インカム収入の獲得を図りながら、相対的に高いトータル・リターンをあげることを目指した運用を行います。

（２）投資態度

①通常の市場環境時には、ファンドの純資産総額の80%以上をエマージング諸国の発行した現地通貨建ての債券やクレジット・リンク・ノートに投資します。

②実際に投資する現地通貨建てエマージング債券は、S&Pかムーディーズ、あるいは他の格付け会社からC格相当以上の格付けを有している発行体に限定します。なお、格付けが付与されていない場合には投資顧問会社の自社格付けにしたがって投資を行います。

③クレジット・リンク・ノート以外にも、オプションや先物取引、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）に投資することができます。

④通常の市場環境時には、最低6ヵ国以上に分散投資を行います。また、1ヵ国への投資は、買付時においてファンドの純資産総額の20%以下とします。

■短期債マザーファンドの概要

（１）投資対象

内外の公社債、内外のコマーシャル・ペーパーおよび外国法人が発行する譲渡性預金証書を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①6ヵ月円LIBOR（London Interbank Offered Rateの略。ロンドンのユーロ市場における銀行間取引金利）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

②公社債への投資にあたっては、残存期間1年以内の短期債を中心に投資し、流動性に配慮しながらインカム・ゲインを中心とした安定収益の確保に努めます。なお、変動利付債の残存期間については、1年以内に限るものではありません。

③外貨建て公社債等への投資に伴う為替変動リスクについては、対日本円での為替フルヘッジを基本とし、為替変動リスクを極力排除するよう努めます。

④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（３）投資制限

①投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

②外貨建て資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

③同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④有価証券先物取引等は、信託約款の範囲で行います。

⑤スワップ取引は、信託約款の範囲で行います。

⑥金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款の範囲で行います。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、主に投資信託証券（マザーファンド受益証券を含みます。）への投資を通じて、実質的に新成長国が発行した現地通貨建ての国債等および内外の公社債・短期金融商品など値動きある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましてはファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

①価格変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象である債券は、一般に、経済・社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・元本・償還金等の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。当ファンドの実質組入対象となる新成長国の国債等は、先進国などの格付けが上位の国と比較して高い利回りを提供する一方、債券価格の変動がより大きく、支払遅延または債務不履行するリスクが相対的に高いと考えられます。国債の発行国の信用力は一般的に格付会社により表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行国の財務状況の悪化、社会情勢の変化等により格付けが低下することにより、債券価格が大きく下落し、基準価額を下げる要因となることがあります。

③金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

④為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての債券を実質的な主要投資対象とし、原則として為替ヘッジを行わないため為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。また当ファンドは、現地通貨建て債券に投資することから、相対的に高い為替変動リスクを有します。一般に、円安は基準価額の上昇要因に、円高は基準価額の下落要因となります。

⑤新成長国のリスク（カントリーリスク）

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。また、新成長国には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が債券価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。発行国における経済危機、政治不安、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結等の規制の導入、自然災害、戦争などの際には、通常の運用を行えない場合があり、これらの事象により基準価額に大きな影響を与える可能性があります。また当ファンドは、現地通貨建て債券に投資することから、通貨交換が行えないリスクや流動性リスクを有します。したがって、当ファンドが投資対象とする新成長国の市場は、市場環境や社会情勢の著しい悪化を受けた場合には、投資資金を日本円に戻すのに日数がかかる場合があり、換金代金の支払日が遅延する可能性があります。

⑥流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。また大量の換金請求があり組入債券を売却し切れない場合など、換金請求を受付けない場合もあります。なお、当ファンドは新成長国債等に投資することから、先進国債に比べ流動性リスクの影響を相対的に大きく受けます。

⑦その他のリスク

1．カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2．解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

3．資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

4．収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎月の決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

5．繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、残存口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

6．取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、アイルランドの銀行休業日と同日の場合には、取得申込および解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場封鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

7．ファンド・オブ・ファンズ方式に関する留意点

当ファンドは、主として外国投資信託証券を通じて海外の債券に投資します。そのため、当該外国投資信託証券の基準価額の算出タイミングと当ファンドの基準価額の算出タイミングに時差があるものがありますのでご留意ください。この他、当該外国投資信託証券の基準価額の算出遅延、停止、繰上償還等が、当ファンドの基準価額や設定・解約等に影響を及ぼす場合があります。

8．クレジット・リンク・ノートに関する留意点

クレジット・リンク・ノートは、信用リスクを別の債券の信用に結び付けた債券です。当ファンドが実質的な投資対象とするクレジット・リンク・ノートは、現地通貨建て国債に投資するのと同様の投資効果がありますが、同様のリスクも負うこととなります。また、発行体の信用リスクが存在します。

9．収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

10．その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

・委託会社におけるリスク管理体制

1．運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2．法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3．内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4．運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

＜参考情報＞

＜年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞

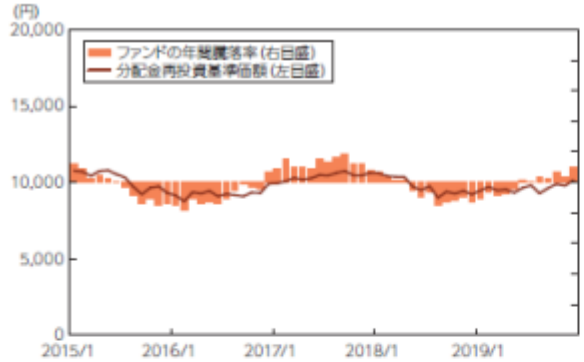

＜代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

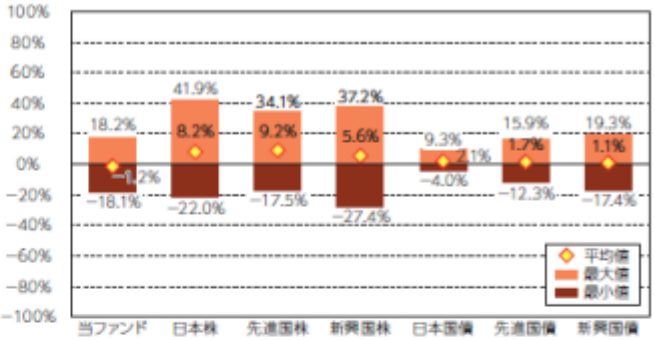

※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日 本 株：東証株価指数(TOPIX)配当込み
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。
解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額の0.2%の信託財産留保額を控除した価額とします。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.43%（税抜年1.3%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は後記の通りです。
（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）
委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。
信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。
なお、ファンドが投資対象とする外国投資信託証券に関しては、別途信託報酬等がかかります。

■外国投資信託証券の信託報酬等

ファンドが投資する外国投資信託証券の信託報酬等は、純資産総額に以下の率（年率）を乗じて得た額となります。

外国投資信託証券の名称	信託報酬等
パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	0.5%

※この他に、外国投資信託証券の監査費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかります。なお、外国投資信託証券には申込手数料はかかりません。

当ファンドの信託報酬に、ファンドが実質的に投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等を加えた、実質的な信託報酬率の概算値は年1.905%程度となります。ただし、この値は実質的な信託報酬率の目安でありファンドの実際の組入状況等によっては変動します。
※外国投資信託証券を95%組入れたものとして、実質的な信託報酬率の概算値を計算しています。

≪信託報酬等の内訳≫

	各販売会社の純資産残高		
	50億円以下の部分	50億円超 250億円以下の部分	250億円超の部分
当ファンドの信託報酬	1.43%（税抜1.3%）		
委託会社	0.4785% （税抜0.435%）	0.4235% （税抜0.385%）	0.3685% （税抜0.335%）
販売会社	0.88% （税抜0.8%）	0.935% （税抜0.85%）	0.99% （税抜0.9%）
受託会社	0.0715% （税抜0.065%）	0.0715% （税抜0.065%）	0.0715% （税抜0.065%）
投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等	0.5%		

実質的な信託報酬率 （概算値）	1.905%程度

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。

②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産から支払われます。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額についても信託財産から支払われます。

③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産から支払われます。

④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

※売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

※保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（1）から（4）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

1　個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2019年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託証券	アイルランド	1,609,047,435	97.67
親投資信託受益証券	日本	5,119,060	0.31
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		33,296,206	2.02
合計（純資産総額）		1,647,462,701	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1.組入銘柄（2019年12月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量（額面）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
アイルランド	投資信託証券	パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	351,708.913	4,487.57	1,578,321,038	4,574.94	1,609,047,435	97.67
日本	親投資信託受益証券	短期債マザーファンド	5,027,065	1.0183	5,119,060	1.0183	5,119,060	0.31

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。
（注2）外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2.種類別及び業種別投資比率（2019年12月30日現在）

種類	投資比率（%）
投資信託証券	97.67
親投資信託受益証券	0.31
合計	97.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第6特定期間末（2010年5月12日）	(分配付)	16,036,061,349	(分配付)	6,727
	(分配落)	15,410,217,107	(分配落)	6,487

第7特定期間末 (2010年11月12日)	(分配付) (分配落)	12,309,756,116 11,806,634,201	(分配付) (分配落)	6,344 6,104
第8特定期間末 (2011年5月12日)	(分配付) (分配落)	10,520,901,385 10,081,382,875	(分配付) (分配落)	6,120 5,880
第9特定期間末 (2011年11月14日)	(分配付) (分配落)	7,217,242,558 6,860,260,009	(分配付) (分配落)	5,321 5,081
第10特定期間末 (2012年5月14日)	(分配付) (分配落)	7,337,918,265 7,021,808,298	(分配付) (分配落)	5,373 5,133
第11特定期間末 (2012年11月12日)	(分配付) (分配落)	5,361,189,913 5,107,851,528	(分配付) (分配落)	5,240 5,030
第12特定期間末 (2013年5月13日)	(分配付) (分配落)	7,707,132,536 7,526,434,577	(分配付) (分配落)	6,890 6,710
第13特定期間末 (2013年11月12日)	(分配付) (分配落)	6,375,556,220 6,159,668,205	(分配付) (分配落)	5,882 5,702
第14特定期間末 (2014年5月12日)	(分配付) (分配落)	4,678,155,279 4,527,420,532	(分配付) (分配落)	6,156 5,976
第15特定期間末 (2014年11月12日)	(分配付) (分配落)	4,274,579,806 4,148,307,315	(分配付) (分配落)	6,287 6,107
第16特定期間末 (2015年5月12日)	(分配付) (分配落)	3,775,787,496 3,657,123,291	(分配付) (分配落)	5,896 5,716
第17特定期間末 (2015年11月12日)	(分配付) (分配落)	3,055,332,583 2,945,865,420	(分配付) (分配落)	5,239 5,059
第18特定期間末 (2016年5月12日)	(分配付) (分配落)	2,596,703,238 2,495,115,999	(分配付) (分配落)	4,673 4,493
第19特定期間末 (2016年11月14日)	(分配付) (分配落)	2,368,048,008 2,271,034,827	(分配付) (分配落)	4,455 4,275
第20特定期間末 (2017年5月12日)	(分配付) (分配落)	2,641,130,826 2,545,715,363	(分配付) (分配落)	4,983 4,803
第21特定期間末 (2017年11月13日)	(分配付) (分配落)	2,390,661,669 2,299,940,134	(分配付) (分配落)	4,822 4,642
第22特定期間末 (2018年5月14日)	(分配付) (分配落)	2,065,422,437 1,980,650,593	(分配付) (分配落)	4,481 4,301
第23特定期間末 (2018年11月12日)	(分配付) (分配落)	1,728,389,448 1,648,646,376	(分配付) (分配落)	3,991 3,811
第24特定期間末 (2019年5月13日)	(分配付) (分配落)	1,641,747,006 1,564,602,820	(分配付) (分配落)	3,798 3,618
第25特定期間末 (2019年11月12日)	(分配付) (分配落)	1,713,874,814 1,653,611,921	(分配付) (分配落)	3,825 3,690
2018年12月末日		1,598,754,126		3,715
2019年 1月末日		1,624,884,103		3,785
2月末日		1,633,159,632		3,853
3月末日		1,565,614,569		3,729
4月末日		1,612,273,688		3,726
5月末日		1,580,831,457		3,612

6月末日	1,604,768,173	3,706
7月末日	1,672,796,198	3,738
8月末日	1,593,179,661	3,506
9月末日	1,632,716,637	3,622
10月末日	1,667,028,407	3,708
11月末日	1,630,961,718	3,651
12月末日	1,647,462,701	3,772

（注1）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。
（注2）基準価額は10,000口当たりの価額です。

②【分配の推移】

期　間		1万口当たりの分配金
第6特定期間	自　2009年11月13日 至　2010年 5月12日	240　円
第7特定期間	自　2010年 5月13日 至　2010年11月12日	240　円
第8特定期間	自　2010年11月13日 至　2011年 5月12日	240　円
第9特定期間	自　2011年 5月13日 至　2011年11月14日	240　円
第10特定期間	自　2011年11月15日 至　2012年 5月14日	240　円
第11特定期間	自　2012年 5月15日 至　2012年11月12日	210　円
第12特定期間	自　2012年11月13日 至　2013年 5月13日	180　円
第13特定期間	自　2013年 5月14日 至　2013年11月12日	180　円
第14特定期間	自　2013年11月13日 至　2014年 5月12日	180　円
第15特定期間	自　2014年 5月13日 至　2014年11月12日	180　円
第16特定期間	自　2014年11月13日 至　2015年 5月12日	180　円
第17特定期間	自　2015年 5月13日 至　2015年11月12日	180　円
第18特定期間	自　2015年11月13日 至　2016年 5月12日	180　円
第19特定期間	自　2016年 5月13日 至　2016年11月14日	180　円

第20特定期間	自　2016年11月15日 至　2017年 5月12日	180　円
第21特定期間	自　2017年 5月13日 至　2017年11月13日	180　円
第22特定期間	自　2017年11月14日 至　2018年 5月14日	180　円
第23特定期間	自　2018年 5月15日 至　2018年11月12日	180　円
第24特定期間	自　2018年11月13日 至　2019年 5月13日	180　円
第25特定期間	自　2019年 5月14日 至　2019年11月12日	135　円

③【収益率の推移】

期　間		収益率
第6特定期間	自　2009年11月13日 至　2010年 5月12日	5.69　%
第7特定期間	自　2010年 5月13日 至　2010年11月12日	△2.20　%
第8特定期間	自　2010年11月13日 至　2011年 5月12日	0.26　%
第9特定期間	自　2011年 5月13日 至　2011年11月14日	△9.51　%
第10特定期間	自　2011年11月15日 至　2012年 5月14日	5.75　%
第11特定期間	自　2012年 5月15日 至　2012年11月12日	2.08　%
第12特定期間	自　2012年11月13日 至　2013年 5月13日	36.98　%
第13特定期間	自　2013年 5月14日 至　2013年11月12日	△12.34　%
第14特定期間	自　2013年11月13日 至　2014年 5月12日	7.96　%
第15特定期間	自　2014年 5月13日 至　2014年11月12日	5.20　%
第16特定期間	自　2014年11月13日 至　2015年 5月12日	△3.46　%
第17特定期間	自　2015年 5月13日 至　2015年11月12日	△8.34　%
第18特定期間	自　2015年11月13日 至　2016年 5月12日	△7.63　%
第19特定期間	自　2016年 5月13日 至　2016年11月14日	△0.85　%

第20特定期間	自　2016年11月15日 至　2017年 5月12日	16.56　%
第21特定期間	自　2017年 5月13日 至　2017年11月13日	0.40　%
第22特定期間	自　2017年11月14日 至　2018年 5月14日	△3.47　%
第23特定期間	自　2018年 5月15日 至　2018年11月12日	△7.21　%
第24特定期間	自　2018年11月13日 至　2019年 5月13日	△0.34　%
第25特定期間	自　2019年 5月14日 至　2019年11月12日	5.72　%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。
収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）
÷前特定期間末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期　　間		設定口数	解約口数
第6特定期間	自　2009年11月13日 至　2010年 5月12日	3,629,052,263	8,709,158,230
第7特定期間	自　2010年 5月13日 至　2010年11月12日	1,766,471,394	6,179,622,703
第8特定期間	自　2010年11月13日 至　2011年 5月12日	255,266,864	2,452,967,291
第9特定期間	自　2011年 5月13日 至　2011年11月14日	378,576,524	4,022,223,952
第10特定期間	自　2011年11月15日 至　2012年 5月14日	2,873,282,516	2,694,533,306
第11特定期間	自　2012年 5月15日 至　2012年11月12日	512,371,136	4,036,427,909
第12特定期間	自　2012年11月13日 至　2013年 5月13日	3,639,934,571	2,578,178,077
第13特定期間	自　2013年 5月14日 至　2013年11月12日	2,195,484,395	2,609,279,228
第14特定期間	自　2013年11月13日 至　2014年 5月12日	181,636,469	3,408,996,905
第15特定期間	自　2014年 5月13日 至　2014年11月12日	156,909,885	940,203,034
第16特定期間	自　2014年11月13日 至　2015年 5月12日	231,946,820	626,338,197
第17特定期間	自　2015年 5月13日 至　2015年11月12日	35,550,922	610,673,886

第18特定期間	自　2015年11月13日 至　2016年 5月12日	2,120,352	272,795,639
第19特定期間	自　2016年 5月13日 至　2016年11月14日	46,053,963	286,652,075
第20特定期間	自　2016年11月15日 至　2017年 5月12日	210,353,663	222,593,005
第21特定期間	自　2017年 5月13日 至　2017年11月13日	91,806,560	437,097,447
第22特定期間	自　2017年11月14日 至　2018年 5月14日	5,599,245	355,157,577
第23特定期間	自　2018年 5月15日 至　2018年11月12日	44,882,074	324,419,652
第24特定期間	自　2018年11月13日 至　2019年 5月13日	246,942,594	247,640,985
第25特定期間	自　2019年 5月14日 至　2019年11月12日	489,713,997	332,669,738

（注）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（ご参考）短期債マザーファンドの運用状況

（１）投資状況

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	2,000,500	39.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,118,332	60.92
合計（純資産総額）		5,118,832	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1.組入銘柄（2019年12月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量（額面）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	第３８５回利付国債（２年）	2,000,000	100.24	2,004,900	100.02	2,000,500	0.1	2020/2/15	39.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。

2.種類別及び業種別投資比率（2019年12月30日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	39.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

基準価額・純資産の推移

（過去10年間／2009年12月末～2019年12月末）

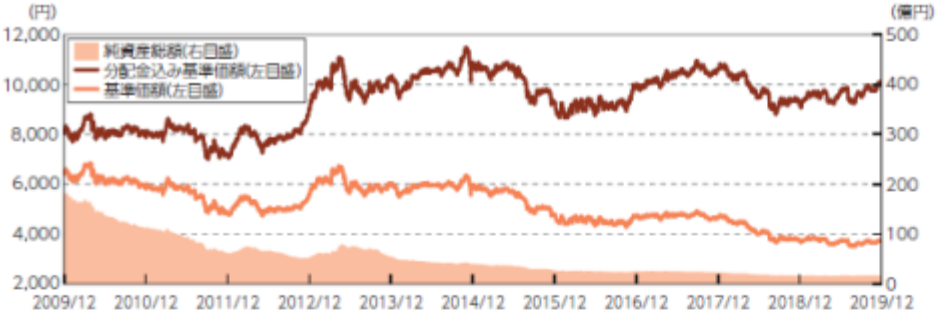

（2019年12月末現在）

基準価額
3,772 円
純資産総額
1,647 百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

（1 万口あたり、課税前）

2019年12月	15円	2019年 6 月	30円
2019年11月	15円	2019年 5 月	30円
2019年10月	15円	2019年 4 月	30円
2019年 9 月	15円	2019年 3 月	30円
2019年 8 月	30円	2019年 2 月	30円
2019年 7 月	30円	2019年 1 月	30円

直近 1 年間累計	300円
設定来累計	5,535円

主要な資産の状況

（2019年12月末現在）

パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	97.67%
短期債マザーファンド	0.31%
キャッシュ等	2.02%

●パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
インドネシア	インドネシア国債	10.000	2028/02/15	4.07
エジプト	エジプト国債	18.750	2022/05/23	3.20
ブラジル	ブラジル国債	10.250	2028/01/10	3.19
カザフスタン	デベロップメント・バンク・オブ・カザフスタン	9.500	2020/12/14	3.06
メキシコ	メキシコ石油公社	7.190	2024/09/12	2.96
ロシア	ロシア国債	8.500	2031/09/17	2.77
メキシコ	メキシコ国債	10.000	2024/12/05	2.75
インドネシア	ウィジャヤ・カリヤ	7.700	2021/01/31	2.69
メキシコ	メキシコ国債	10.000	2036/11/20	2.69
インドネシア	インドネシア国債	10.500	2030/08/15	2.63

※投資比率は当該ファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

（過去10年間／暦年ベース）

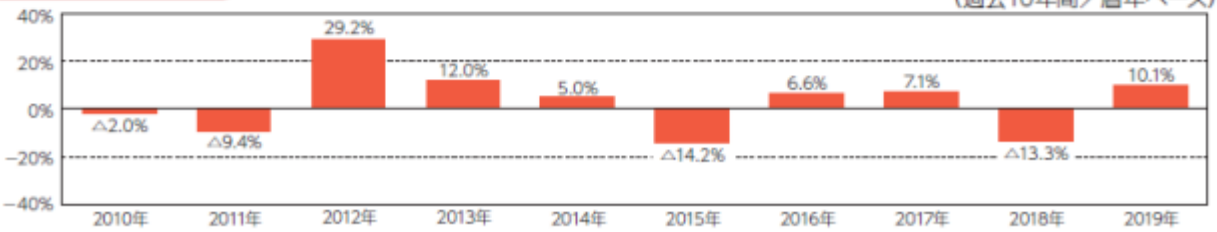

※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）取得申込の受付

①申込期間：2019年8月10日（土）から2020年8月11日（火）まで
※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

②受益権の取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、アイルランドの銀行休業日と同日の場合には取得申込の受付を行いません。

③取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

④運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

⑤取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（２）申込単位・申込価額

①収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後当ファンドに再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。
※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位およびお取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

②受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.85%（税抜3.5%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

②一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、アイルランドの銀行休業日と同日の場合には解約請求の受付を行いません。一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③解約請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

④一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.2%）を控除した額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約時の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

⑤委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。

⑥一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出された価額とします。

⑦解約代金のお支払いは、原則として、解約請求を受付けた日から起算して7営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

⑧解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

1．基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

2．組入外国投資信託証券の評価は、原則として計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日における基準価額で評価します。実質組入外国債券の評価は、原則として証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）、価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

3．基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。

（4）【計算期間】

原則として、毎月13日から翌月12日までとします。
ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

1．信託の終了

①投資信託契約の解約

イ）委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の総口数が5

億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ）委託会社は、前記イ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ）前記ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ）前記ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ）の投資信託契約の解約をしません。

ホ）委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

へ）前記ハ）からホ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ）の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記３．信託約款の変更④ に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

③受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

２．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

①委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

３．信託約款の変更

①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、前記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記①の信託約款を変更しません。

⑤委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記①から⑤までの規定にしたがいます。

4．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5．反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

6．運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（5月および11月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ　　https://www.pinebridge.co.jp/

7．信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8．関係会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

1．収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の収益分配金は、税引き後、決算日の翌営業日に自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2．一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して7営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

3．償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

４．反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

５．帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25特定期間（2019年5月14日から2019年11月12日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第24特定期間 (2019年5月13日現在)	第25特定期間 (2019年11月12日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	535,365	563,370
コール・ローン	48,440,094	33,356,969
投資信託受益証券	1,527,836,499	1,628,896,148
親投資信託受益証券	5,122,076	5,119,562
流動資産合計	1,581,934,034	1,667,936,049
資産合計	1,581,934,034	1,667,936,049
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,974,431	6,722,781
未払解約金	2,440,810	5,790,655
未払受託者報酬	95,797	90,533
未払委託者報酬	1,820,110	1,720,114
未払利息	66	45
流動負債合計	17,331,214	14,324,128
負債合計	17,331,214	14,324,128
純資産の部		
元本等		
元本	4,324,810,348	4,481,854,607
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,760,207,528	△2,828,242,686
（分配準備積立金）	228,573,884	216,086,161
元本等合計	1,564,602,820	1,653,611,921
純資産合計	1,564,602,820	1,653,611,921
負債純資産合計	1,581,934,034	1,667,936,049

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24特定期間 自　2018年11月13日 至　2019年 5月13日	第25特定期間 自　2019年 5月14日 至　2019年11月12日
営業収益		
受取配当金	69,404,531	67,644,666
受取利息	23,979	30,476
有価証券売買等損益	△6,458,511	42,051,622
為替差損益	△58,331,201	△8,641,624
営業収益合計	4,638,798	101,085,140
営業費用		
支払利息	6,355	12,025
受託者報酬	566,560	572,350
委託者報酬	10,764,507	10,874,613
その他費用	13,960	16,275
営業費用合計	11,351,382	11,475,263
営業利益又は営業損失（△）	△6,712,584	89,609,877
経常利益又は経常損失（△）	△6,712,584	89,609,877
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,712,584	89,609,877
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	169,265	803,776
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,676,862,363	△2,760,207,528
剰余金増加額又は欠損金減少額	154,113,761	213,075,817
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	154,113,761	213,075,817
剰余金減少額又は欠損金増加額	153,432,891	309,654,183
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	153,432,891	309,654,183
分配金	77,144,186	60,262,893
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,760,207,528	△2,828,242,686

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)特定期間末日の取扱い 2019年5月12日が休日のため、前特定期間末日を2019年5月13日としており、このため当特定期間は183日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第24特定期間 (2019年5月13日現在)	第25特定期間 (2019年11月12日現在)
1.期首元本額	4,325,508,739円	4,324,810,348円
期中追加設定元本額	246,942,594円	489,713,997円
期中一部解約元本額	247,640,985円	332,669,738円
2.受益権の総数	4,324,810,348口	4,481,854,607口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,760,207,528円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,828,242,686円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第24特定期間 自　2018年11月13日 至　2019年 5月13日	第25特定期間 自　2019年 5月14日 至　2019年11月12日
分配金の計算過程		
	[2018年11月13日から 2018年12月12日まで の計算期間]	[2019年5月14日から 2019年6月12日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	33,806,252円	31,718,500円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	44,753,504円	61,656,212円
分配準備積立金額	253,353,745円	227,312,588円
当ファンドの分配対象収益額	331,913,501円	320,687,300円
当ファンドの期末残存口数	4,330,773,566口	4,360,565,125口
1万口当たり収益分配対象額	766.40円	735.42円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	12,992,320円	13,081,695円
	[2018年12月13日から 2019年 1月15日まで の計算期間]	[2019年6月13日から 2019年7月12日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	44,498,557円	71,474,743円
分配準備積立金額	272,260,403円	243,083,063円
当ファンドの分配対象収益額	316,758,960円	314,557,806円
当ファンドの期末残存口数	4,301,139,805口	4,458,632,885口
1万口当たり収益分配対象額	736.45円	705.50円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	12,903,419円	13,375,898円
	[2019年1月16日から 2019年2月12日まで の計算期間]	[2019年7月13日から 2019年8月13日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	5,099円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	44,817,495円	78,128,061円
分配準備積立金額	257,249,117円	228,501,439円
当ファンドの分配対象収益額	302,071,711円	306,629,500円
当ファンドの期末残存口数	4,275,522,715口	4,539,037,337口
1万口当たり収益分配対象額	706.51円	675.53円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	12,826,568円	13,617,112円

	[2019年2月13日から 2019年3月12日までの計算期間]	[2019年8月14日から 2019年9月12日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	31,928,551円	32,705,292円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	44,154,322円	81,249,517円
分配準備積立金額	240,656,282円	209,802,249円
当ファンドの分配対象収益額	316,739,155円	323,757,058円
当ファンドの期末残存口数	4,209,316,128口	4,505,342,937口
1万口当たり収益分配対象額	752.47円	718.60円
1万口当たり分配金額	30.00円	15.00円
収益分配金金額	12,627,948円	6,758,014円
	[2019年3月13日から 2019年4月12日までの計算期間]	[2019年 9月13日から 2019年10月15日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	10,538円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	53,211,402円	83,688,225円
分配準備積立金額	255,563,500円	230,998,224円
当ファンドの分配対象収益額	308,785,440円	314,686,449円
当ファンドの期末残存口数	4,273,166,771口	4,471,595,726口
1万口当たり収益分配対象額	722.61円	703.74円
1万口当たり分配金額	30.00円	15.00円
収益分配金金額	12,819,500円	6,707,393円
	[2019年4月13日から 2019年5月13日までの計算期間]	[2019年10月16日から 2019年11月12日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	58,009,214円	85,896,476円
分配準備積立金額	241,548,315円	222,808,942円
当ファンドの分配対象収益額	299,557,529円	308,705,418円
当ファンドの期末残存口数	4,324,810,348口	4,481,854,607口
1万口当たり収益分配対象額	692.64円	688.78円
1万口当たり分配金額	30.00円	15.00円
収益分配金金額	12,974,431円	6,722,781円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第24特定期間 自　2018年11月13日 至　2019年 5月13日	第25特定期間 自　2019年 5月14日 至　2019年11月12日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第24特定期間 (2019年5月13日現在)	第25特定期間 (2019年11月12日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	第24特定期間 (2019年5月13日現在)	第25特定期間 (2019年11月12日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△37,430,822	13,516,462
親投資信託受益証券	△503	△1,006
合計	△37,431,325	13,515,456

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第24特定期間 (2019年5月13日現在)	第25特定期間 (2019年11月12日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3618円 (3,618円)	0.3690円 (3,690円)

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表（2019年11月12日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	投資信託受益証券	パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	358,353.54	14,920,730.50	
	計		358,353.54	14,920,730.50	
				(1,628,896,148)	
小計				14,920,730.50	
				(1,628,896,148)	
日本円	親投資信託受益証券	短期債マザーファンド	5,027,065	5,119,562	
	計		5,027,065	5,119,562	
小計				5,119,562	
合計				1,634,015,710	
				(1,628,896,148)	

（注）1.投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
2.通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。
3.合計欄の記載は邦貨額であり、（　　）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	投資信託受益証券　1銘柄	100.0%	100.0%

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」および「短期債マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「親投資信託受益証券」は、すべて同投資信託および同マザーファンドの受益証券です。
なお、同投資信託および同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書（中間決算）を委託会社において翻訳・抜粋したものです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	(2019年6月30日現在)
	金額（米国ドル）
資産	
現金および預金	1,249,411
通貨先渡取引に係る未実現利益	73,591
未収入金	6,333
投資有価証券	37,196,304
その他資産	149
未収利息	1,076,511
未収税還付金	52,960
総資産	39,655,259
負債	
当座貸越	48,860
通貨先渡取引に係る未実現損失	2,344
未払信託報酬	31,246
未払解約金	328,518
その他未払費用	18,135
未払源泉税	34,809
総負債	463,912
純資産合計	39,191,347

(2)有価証券明細表（2019年6月30日現在）

Holding		Fair Value USD	% of Value of Sub-Fund
	TRANSFERABLE SECURITIES		
	FIXED INCOME SECURITIES (31 DECEMBER 2018: 94.81%)		
	GOVERNMENT BONDS		
	ARGENTINE PESO (31 DECEMBER 2018: 1.16%)		
12,850,000	16.000% Argentina 17/10/2023	224,359	0.57
14,700,000	18.200% Argentina 03/10/2021	254,925	0.65
	ARGENTINE PESO - TOTAL	**479,284**	**1.22**
	BRAZILIAN REAL (31 DECEMBER 2018: 10.37%)		
2,600,000	10.000% Brazil 01/01/2021	715,830	1.83
1,500,000	10.000% Brazil 01/01/2023	430,400	1.10
2,200,000	10.000% Brazil 01/01/2025	648,359	1.65
4,800,000	10.000% Brazil 01/01/2027	1,437,148	3.67
2,500,000	10.250% Brazil 10/01/2028	753,839	1.92
800,000	10.250% Brazil 10/01/2028	241,229	0.62
	BRAZILIAN REAL - TOTAL	**4,226,805**	**10.79**
	CHILEAN PESO (31 DECEMBER 2018: 4.11%)		
400,000,000	4.500% Chile 01/03/2026	646,819	1.65
365,000,000	5.000% Chile 01/03/2035	642,810	1.64
	CHILEAN PESO - TOTAL	**1,289,629**	**3.29**
	COLOMBIAN PESO (31 DECEMBER 2018: 9.69%)		
2,550,000,000	6.000% Colombia 28/04/2028	798,153	2.03
3,710,300,000	7.000% Colombia 30/06/2032	1,225,556	3.13
1,950,000,000	7.500% Colombia 26/08/2026	673,459	1.72
1,900,000,000	10.000% Colombia 24/07/2024	717,134	1.83
	COLOMBIAN PESO - TOTAL	**3,414,302**	**8.71**
	CZECH KORUNA (31 DECEMBER 2018: 4.24%)		
13,000,000	3.850% Czech Republic 29/09/2021	611,290	1.56
	CZECH KORUNA - TOTAL	**611,290**	**1.56**
	EGYPTIAN POUND (31 DECEMBER 2018: 2.27%)		
21,500,000	18.750% Egypt 23/05/2022	1,364,589	3.48
	EGYPTIAN POUND - TOTAL	**1,364,589**	**3.48**
	HUNGARIAN FORINT (31 DECEMBER 2018: NIL)		
30,000,000	6.750% Hungary 22/10/2028	143,779	0.37
	HUNGARIAN FORINT - TOTAL	**143,779**	**0.37**
	INDONESIAN RUPIAH (31 DECEMBER 2018: 9.07%)		
8,000,000,000	8.750% Indonesia 15/05/2031	614,919	1.57

Holding		Fair Value USD	% of Value of Sub-Fund
	GOVERNMENT BONDS (CONTINUED)		
	INDONESIAN RUPIAH (31 DECEMBER 2018: 9.07%) (continued)		
7,000,000,000	9.000% Indonesia 15/03/2029	545,855	1.39
14,500,000,000	10.000% Indonesia 15/02/2028	1,194,752	3.05
9,000,000,000	10.500% Indonesia 15/08/2030	775,294	1.98
8,500,000,000	11.000% Indonesia 15/09/2025	715,272	1.82
	INDONESIAN RUPIAH - TOTAL	**3,846,092**	**9.81**
	MALAYSIAN RINGGIT (31 DECEMBER 2018: 1.37%)		
3,200,000	3.757% Malaysia 20/04/2023	783,683	2.00
1,500,000	3.955% Malaysia 15/09/2025	371,264	0.95
3,000,000	4.160% Malaysia 15/07/2021	730,119	1.86
	MALAYSIAN RINGGIT - TOTAL	**1,885,066**	**4.81**
	MEXICAN PESO (31 DECEMBER 2018: 7.69%)		
9,400,000	7.750% Mexico 13/11/2042	485,201	1.24
21,830,000	10.000% Mexico 05/12/2024	1,266,906	3.23
14,400,000	10.000% Mexico 20/11/2036	909,343	2.32
	MEXICAN PESO - TOTAL	**2,661,450**	**6.79**
	PERUVIAN NOUVEAU SOL (31 DECEMBER 2018: 2.16%)		
745,000	5.400% Peru 12/08/2034	231,230	0.59
1,100,000	6.150% Peru 12/08/2032	366,773	0.94
800,000	6.900% Peru 12/08/2037	283,946	0.72
	PERUVIAN NOUVEAU SOL - TOTAL	**881,949**	**2.25**
	POLISH ZLOTY (31 DECEMBER 2018: 10.90%)		
2,200,000	2.500% Poland 25/07/2027	597,490	1.52
2,800,000	5.750% Poland 25/10/2021	820,884	2.10
2,000,000	5.750% Poland 23/09/2022	602,662	1.54
	POLISH ZLOTY - TOTAL	**2,021,036**	**5.16**
	ROMANIAN LEU (31 DECEMBER 2018: NIL)		
1,400,000	5.800% Romania 26/07/2027	363,529	0.93
	ROMANIAN LEU - TOTAL	**363,529**	**0.93**
	RUSSIAN ROUBLE (31 DECEMBER 2018: 5.02%)		
44,000,000	7.600% Russia 20/07/2022	706,895	1.80
40,000,000	7.700% Russia 23/03/2033	650,660	1.66
23,000,000	8.150% Russia 03/02/2027	383,625	0.98
75,000,000	8.500% Russia 17/09/2031	1,298,704	3.32
	RUSSIAN ROUBLE - TOTAL	**3,039,884**	**7.76**

Holding		Fair Value USD	% of Value of Sub-Fund
	GOVERNMENT BONDS (CONTINUED)		
	SOUTH AFRICAN RAND (31 DECEMBER 2018: 7.83%)		
3,000,000	7.000% South Africa 28/02/2031	182,112	0.47
6,000,000	8.000% South Africa 31/01/2030	401,739	1.03
13,000,000	8.250% South Africa 31/03/2032	858,747	2.19
7,400,000	8.500% South Africa 31/01/2037	478,943	1.22
4,000,000	8.750% South Africa 28/02/2048	255,779	0.65
7,300,000	8.875% South Africa 28/02/2035	493,941	1.26
	SOUTH AFRICAN RAND - TOTAL	**2,671,261**	**6.82**
	THAILAND BAHT (31 DECEMBER 2018: 8.12%)		
25,000,000	2.000% Thailand 17/12/2022	820,188	2.09
20,000,000	3.625% Thailand 16/06/2023	696,708	1.78
11,400,000	3.650% Thailand 17/12/2021	388,269	0.99
26,000,000	3.775% Thailand 25/06/2032	980,849	2.50
11,000,000	4.875% Thailand 22/06/2029	446,663	1.14
	THAILAND BAHT - TOTAL	**3,332,677**	**8.50**
	TURKISH LIRA (31 DECEMBER 2018: 4.00%)		
6,000,000	10.400% Turkey 20/03/2024	821,058	2.09
1,400,000	16.200% Turkey 14/06/2023	237,206	0.61
	TURKISH LIRA - TOTAL	**1,058,264**	**2.70**
	URUGUAYAN PESO (31 DECEMBER 2018: NIL)		
8,000,000	8.500% Uruguay 15/03/2028	197,559	0.50
	URUGUAYAN PESO - TOTAL	**197,559**	**0.50**
	CORPORATE BONDS		
	INDONESIAN RUPIAH (31 DECEMBER 2018: 1.43%)		
11,500,000,000	7.700% Wijaya Karya Persero 31/01/2021	782,026	2.00
	INDONESIAN RUPIAH - TOTAL	**782,026**	**2.00**
	KAZAKHSTAN TENGE (31 DECEMBER 2018: 1.71%)		
359,000,000	9.500% Development Bank of Kazakhstan 14/12/2020	940,595	2.40
	KAZAKHSTAN TENGE - TOTAL	**940,595**	**2.40**
	MEXICAN PESO (31 DECEMBER 2018: 2.07%)		
27,600,000	7.190% Petroleos Mexicanos 12/09/2024	1,192,930	3.04
	MEXICAN PESO - TOTAL	**1,192,930**	**3.04**

Holding		Fair Value USD	% of Value of Sub-Fund
	CORPORATE BONDS (CONTINUED)		
	SOUTH AFRICAN RAND (31 DECEMBER 2018: 0.92%)		
7,000,000	9.500% Transnet SOC 13/05/2021	506,040	1.29
	SOUTH AFRICAN RAND - TOTAL	**506,040**	**1.29**
	TURKISH LIRA (31 DECEMBER 2018: 0.68%)		
	FIXED INCOME SECURITIES - TOTAL	**36,910,036**	**94.18**
	VARIABLE RATE SECURITIES (31 DECEMBER 2018: 0.48%)		
	GOVERNMENT BONDS		
	ARGENTINE PESO (31 DECEMBER 2018: 0.48%)		
12,200,000	64.844% Argentina 21/06/2020	286,268	0.73
	ARGENTINE PESO - TOTAL	**286,268**	**0.73**
	VARIABLE RATE SECURITIES - TOTAL	**286,268**	**0.73**
	TOTAL VALUE OF INVESTMENTS IN TRANSFERABLE SECURITIES (Cost: USD 39,344,326)	**37,196,304**	**94.91**
	TOTAL VALUE OF INVESTMENTS EXCLUDING FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS	**37,196,304**	**94.91**

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

OPEN FORWARD FOREIGN CURRENCY EXCHANGE CONTRACTS (31 December 2018: (0.25%))

Maturity Date	Counterparty		Amount Bought		Amount Sold	Unrealised Appreciation/ (Depreciation) USD	% of Value of Sub-Fund
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	AUD	5,753,331	USD	4,013,029	26,255	0.07
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	AUD	168,285	USD	116,370	1,780	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	AUD	15,006	USD	10,463	73	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	AUD	15,006	USD	10,463	72	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	AUD	2,728	USD	1,871	45	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	AUD	4,140	USD	2,892	14	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	AUD	139	USD	96	2	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	AUD	331	USD	230	2	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	AUD	136	USD	95	1	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	231	AUD	332	(2)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	238	AUD	347	(6)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	3,092	AUD	4,413	(6)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	5,350	AUD	7,772	(107)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	19,213	AUD	27,546	(126)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	9,232	AUD	13,433	(199)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	33,435	AUD	47,954	(233)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	108	ZAR	1,545	(2)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	532	ZAR	7,541	(2)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	473	ZAR	6,810	(9)	0.00

Maturity Date	Counterparty		Amount Bought		Amount Sold	Unrealised Appreciation/ (Depreciation) USD	% of Value of Sub-Fund
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	1,523	ZAR	22,562	(74)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	7,768	ZAR	111,260	(109)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	4,072	ZAR	60,389	(204)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	USD	22,965	ZAR	342,232	(1,265)	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	ZAR	11,850,221	USD	794,295	44,713	0.11
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	ZAR	338,208	USD	23,554	392	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	ZAR	21,435	USD	1,445	72	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	ZAR	21,435	USD	1,445	72	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	ZAR	15,324	USD	1,031	54	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	ZAR	7,022	USD	473	24	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	ZAR	2,307	USD	155	8	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	ZAR	8,309	USD	581	7	0.00
15/07/2019	State Street Bank & Trust Co.	ZAR	2,312	USD	159	5	0.00
Unrealised gain on open forward foreign currency exchange contracts						73,591	0.18
Unrealised loss on open forward foreign currency exchange contracts						(2,344)	0.00
Net unrealised gain on open forward foreign currency exchange contracts						**71,247**	**0.18**

	Fair Value USD	% of Value of Sub-Fund
TOTAL VALUE OF INVESTMENTS	**37,267,551**	**95.09**
CASH	**1,200,551**	**3.06**
OTHER NET ASSETS	**723,245**	**1.85**
TOTAL VALUE OF SUB-FUND	**39,191,347**	**100.00**

Analysis of gross assets	% of gross assets
Transferable securities admitted to an official stock exchange listing	66.98
Transferable securities dealt in on another regulated market	26.82
Over-the-counter financial derivative instruments	0.18
Other current assets	6.02
	100.00

「短期債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記事項	(2019年5月13日現在)	(2019年11月12日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,117,563	3,117,840
国債証券		2,004,100	2,001,400
未収利息		225	445
前払費用		230	―
流動資産合計		5,122,118	5,119,685
資産合計		5,122,118	5,119,685
負債の部			
流動負債			
未払利息		4	4
流動負債合計		4	4
負債合計		4	4
純資産の部			
元本等			
元本		5,027,065	5,027,065
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		95,049	92,616
元本等合計		5,122,114	5,119,681
純資産合計		5,122,114	5,119,681
負債純資産合計		5,122,118	5,119,685

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月30日から翌年3月29日までであります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2019年5月13日現在)	(2019年11月12日現在)
1.期首元本額	5,812,759円	5,027,065円
期中追加設定元本額	196,156円	－円
期中一部解約元本額	981,850円	－円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞	5,027,065円	5,027,065円
合計	5,027,065円	5,027,065円
2.受益権の総数	5,027,065口	5,027,065口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2018年11月13日 至　2019年 5月13日	自　2019年 5月14日 至　2019年11月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	(2019年5月13日現在)	(2019年11月12日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	(2019年5月13日現在)	(2019年11月12日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△800	△3,500
合計	△800	△3,500

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	(2019年5月13日現在)	(2019年11月12日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0189円 (10,189円)	1.0184円 (10,184円)

(3)附属明細表

第1　有価証券明細表（2019年11月12日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第385回利付国債（2年）　0.1000% 02/15/2020	2,000,000	2,001,400	
	計		2,000,000	2,001,400	
小計				2,001,400	
合計				2,001,400	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2019年12月30日現在）

Ⅰ　資産総額	1,651,224,379 円
Ⅱ　負債総額	3,761,678 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,647,462,701 円
Ⅳ　発行済数量（口）	4,368,076,667 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	0.3772 円 （3,772 円）

（注）Ⅰの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。（以下同じ。）

（ご参考）短期債マザーファンドの現況

（2019年12月30日現在）

Ⅰ　資産総額	5,118,836 円
Ⅱ　負債総額	4 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,118,832 円
Ⅳ　発行済数量（口）	5,027,065 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	1.0183 円 （10,183 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

１．名義書換
該当事項はありません。

２．受益者に対する特典
該当事項はありません。

３．譲渡制限
該当事項はありません。

４．受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等に

おいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（2019年12月末日現在）

・資本金の額　1,000,000,000円
・会社が発行する株式の総数　50,000株
・発行済株式総数　42,000株
・資本金の額の増減（最近5年間）
　2018年 3月 5日　500,000,000円増加。
・会社の機構

（１）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（２）運用の意思決定

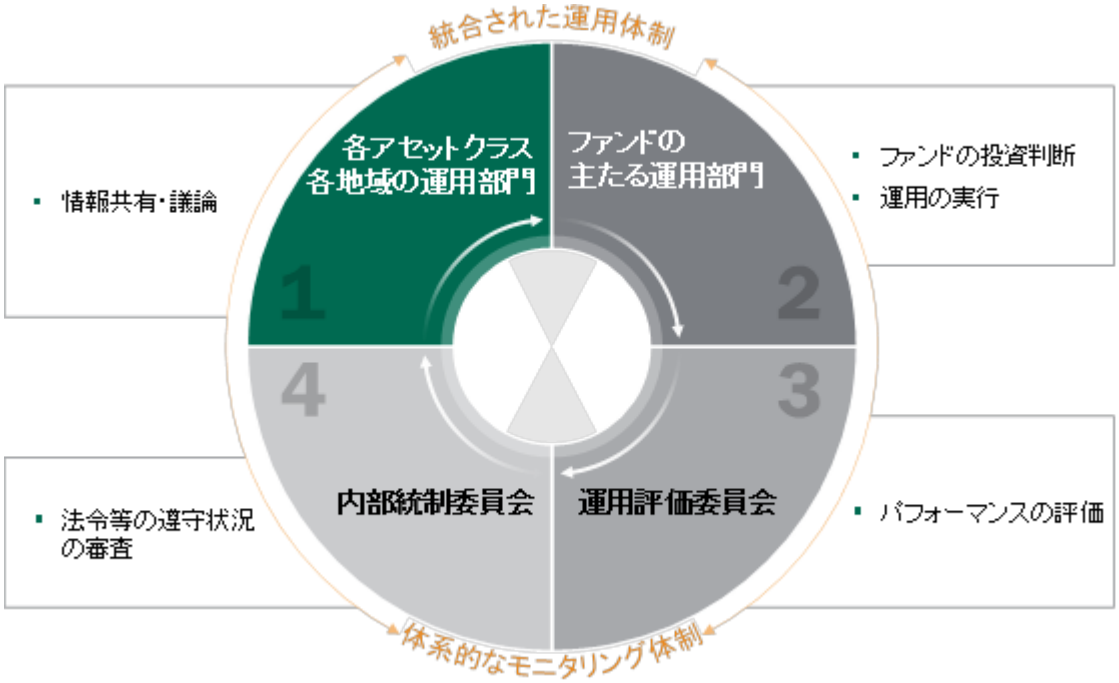

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

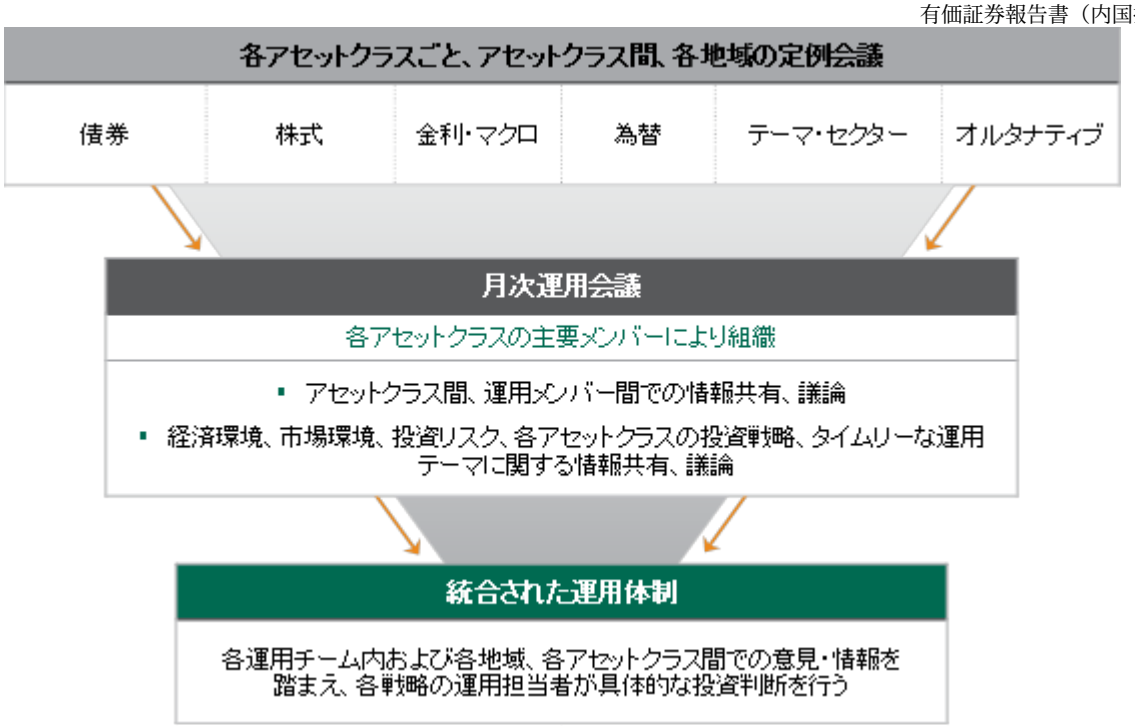

※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2019年12月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	19	61,023 百万円
追加型株式投資信託	62	286,364 百万円
合計	81	347,388 百万円

3【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

２．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

３．当社は、第34期事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第１項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
また、第35期事業年度に係る中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第33期 （平成29年12月31日現在）		第34期 （平成30年12月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金・預金	*2	887,338		1,425,655
前払金		-		4,981
前払費用		32,849		21,225
未収入金		234,786		135,017
未収委託者報酬		670,737		457,570
未収運用受託報酬		253,439		329,213
繰延税金資産		-		85,444
未収還付法人税等		-		67,765
未収還付消費税等		-		30,254
立替金		8,963		14,880
流動資産合計		2,088,114		2,572,009
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	36,172	*1	30,647
工具器具備品	*1	5,615	*1	7,041
有形固定資産合計		41,787		37,688
無形固定資産				
ソフトウェア		1,758		1,360
電話加入権		3,875		3,875
無形固定資産合計		5,634		5,235
投資その他の資産				
投資有価証券		87,915		2,770
関係会社株式		164,013		164,013
敷金保証金		98,648		109,117
預託金		74		74
投資その他の資産合計		350,651		275,976
固定資産合計		398,073		318,900
資産合計		2,486,188		2,890,910

（単位：千円）

	第33期 （平成29年12月31日現在）	第34期 （平成30年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	16,501	23,342
未払金		
未払収益分配金	1,692	240
未払償還金	3,500	-
未払手数料	318,692	172,561
その他未払金	186,770	227,732
未払費用	759,507	605,315
未払役員賞与	97,925	72,006
前受収益	893	-
未払法人税等	3,765	25,132
未払消費税等	451	16,468
賞与引当金	54,116	49,399
役員賞与引当金	20,525	9,092
流動負債合計	1,464,341	1,201,290
固定負債		
退職給付引当金	74,772	79,579
役員退職慰労引当金	2,618	3,398
固定負債合計	77,390	82,977
負債合計	1,541,732	1,284,268
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	31,736	58,876
資本剰余金合計	31,736	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	△ 66,188	53,013
利益剰余金合計	428,924	548,126
株主資本合計	960,660	1,607,002
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 16,204	△ 360
評価・換算差額等合計	△ 16,204	△ 360
純資産合計	944,456	1,606,642
負債・純資産合計	2,486,188	2,890,910

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第33期 (自平成29年 1月 1日 至平成29年12月31日)	第34期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,064,645	3,280,295
運用受託報酬	947,328	1,250,895
その他営業収益	219,447	292,479
営業収益合計	6,231,421	4,823,670
営業費用		
支払手数料	2,297,846	1,429,483
広告宣伝費	19,985	17,638
調査費		
調査費	728,225	572,127
委託調査費	1,312,909	944,075
営業雑経費		
通信費	13,476	11,849
印刷費	131,408	93,396
協会費	6,910	5,657
図書費	2,416	2,079
その他	-	8,858
営業費用合計	4,513,178	3,085,165
一般管理費		
給料		
役員報酬	41,442	38,600
給料・手当	706,267	713,849
賞与	163,198	177,256
役員賞与	82,628	63,396
賞与引当金繰入	54,116	49,399
役員賞与引当金繰入	20,525	9,092
交際費	1,770	1,916
寄付金	681	640
旅費交通費	23,187	20,906
租税公課	17,917	30,629
不動産賃借料	166,229	173,890
退職給付費用	38,267	41,517
役員退職慰労引当金繰入	796	780
固定資産減価償却費	7,405	6,820
業務委託費	323,460	280,550
諸経費	82,907	64,100
一般管理費合計	1,730,802	1,673,348
営業利益又は営業損失（△）	△ 12,559	65,156
営業外収益		
受取利息	168	38
受取配当金	32	16

為替差益	1,857		-
時効成立分配金・償還金	-		4,952
雑収入	127		632
営業外収益合計	2,186		5,639
営業外費用			
為替差損	-		4,862
貸倒損失	-		555
雑損失	4,154		594
営業外費用合計	4,154		6,013
経常利益又は経常損失（△）	△ 14,526		64,782
特別利益			
固定資産売却益	-	*1	36
特別利益合計	-		36
特別損失			
固定資産除却損	-	*2	111
退職特別加算金	8,904		-
投資有価証券償還損	-		18,163
移転価格調整金	-	*3	67,765
特別損失合計	8,904		86,040
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△ 23,431		△ 21,220
法人税、住民税及び事業税	3,780		12,787
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	-	*3	△ 67,765
法人税等調整額	-		△ 85,444
法人税等合計	3,780		△ 140,422
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 27,211		119,202

(3)【株主資本等変動計算書】

第33期（自 平成29年1月1日至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	△ 38,977	456,135	987,872	△ 19,379	△ 19,379	968,492
当期変動額												
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	△ 27,211	△ 27,211	△ 27,211	-	-	△ 27,211
株主資本以外の項目の当期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,174	3,174	3,174
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 27,211	△ 27,211	△ 27,211	3,174	3,174	△ 24,037
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	△ 66,188	428,924	960,660	△ 16,204	△ 16,204	944,456

第34期（自 平成30年1月1日至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	△ 66,188	428,924	960,660	△ 16,204	△ 16,204	944,456
当期変動額												
新株の発行	500,000	27,140	-	27,140	-	-	-	-	527,140	-	-	527,140
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	119,202	119,202	119,202	-	-	119,202
株主資本以外の項目の当期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,844	15,844	15,844
当期変動額合計	500,000	27,140	-	27,140	-	-	119,202	119,202	646,342	15,844	15,844	662,186
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	△ 360	△ 360	1,606,642

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。
3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。 退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は，税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第33期 平成29年12月31日現在	第34期 平成30年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　105,281 千円 工具器具備品　113,906 千円 *2 信託資産 現金・預金のうち、10,155千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　110,806 千円 工具器具備品　108,607 千円

(損益計算書関係)

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日
-	*1 固定資産売却益は、工具器具備品36千円であります。 *2 固定資産除却損は、工具器具備品111千円であります。 *3 会社がアメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)の傘下にあった平成18年3月期に納付済みの税金につき、税務当局より法人税等の還付を受けることが確定しました。この還付金は、会社が同グループから独立する際の合意により、AIGに帰属する取り決めであったことから、AIGに返還する費用として特別損失に計上しています。

(株主資本等変動計算書関係)

第33期（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合　計	41,000 株	-	-	41,000 株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第34期（自平成30年1月1日至平成30年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	1,000 株	-	42,000 株
合　計	41,000 株	1,000 株	-	42,000 株

(変動事由の概要)

平成30年2月22日付けの取締役会決議による普通株式数の増加　　1,000株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第33期（自 平成29年1月1日至 平成29年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	887,338	887,338	-
2)未収委託者報酬	670,737	670,737	-
3)未収運用受託報酬	253,439	253,439	-
4)投資有価証券	87,915	87,915	-
資産計	1,899,430	1,899,430	-
1)未払費用	759,507	759,507	-
2)未払手数料	318,692	318,692	-
負債計	1,078,200	1,078,200	-

（注1）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）未収委託者報酬、3）未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4）投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1）未払費用、2）未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）　子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	887,338	-	-	-
2)未収委託者報酬	670,737	-	-	-
3)未収運用受託報酬	253,439	-	-	-
合計	1,811,515	-	-	-

第34期（自 平成30年1月1日至 平成30年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、

投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理
当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,425,655	1,425,655	-
2)未収委託者報酬	457,570	457,570	-
3)未収運用受託報酬	329,213	329,213	-
4)投資有価証券	2,770	2,770	-
資産計	2,215,209	2,215,209	-
1)未払費用	605,315	605,315	-
2)未払手数料	172,561	172,561	-
負債計	777,877	777,877	-

（注1）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産
1）現金・預金、2）未収委託者報酬、3）未収運用受託報酬
短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
4）投資有価証券（投資信託）
投資信託は公表されている基準価額によっております。
負債
1）未払費用、2）未払手数料
短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（注2）　子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,425,655	-	-	-
2)未収委託者報酬	457,570	-	-	-
3)未収運用受託報酬	329,213	-	-	-
合計	2,212,439	-	-	-

（有価証券関係）

第33期
平成29年12月31日現在

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	87,915	104,119	△ 16,204

3.当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第34期
平成30年12月31日現在

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	2,770	3,131	△ 360

3.当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第33期（平成29年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	79,386
退職給付費用	10,068
退職給付の支払額	△ 14,683
期末における退職給付引当金	74,772

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,068千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、29,199千円でありました。

第34期（平成30年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	74,772
退職給付費用	11,098
退職給付の支払額	△ 6,291
期末における退職給付引当金	79,579

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	11,098千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,419千円でありました。

（税効果会計関係）

第33期 平成29年12月31日現在		第34期 平成30年12月31日現在	
１．繰延税金資産発生の主な原因別内訳		１．繰延税金資産発生の主な原因別内訳	
	（単位：千円）		（単位：千円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金否認	21,403	未払金否認	26,659
未払賞与・賞与引当金否認	78,673	未払賞与・賞与引当金否認	81,911
退職給付引当金否認	42,090	退職給付引当金否認	24,370
役員退職慰労引当金否認	801	役員退職慰労引当金否認	1,040
前受収益	273	資産除去債務	20,951
資産除去債務	19,570	繰越欠損金	507,312
繰越欠損金	521,880	その他	12,257
その他	35,676		
繰延税金資産小計	720,370	繰延税金資産小計	674,503
評価性引当額	△ 720,370	評価性引当額	△ 589,059
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	85,444
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.9%	法定実効税率	30.9%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△1.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	△1.5%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△80.7%	役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△105.4%
住民税均等割	△16.1%	寄付金等永久に損金に算入されない項目	△99.9%
評価性引当額	47.1%	法人税等還付金	319.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.3%	住民税均等割	△17.8%
その他	4.2%	評価性引当額	618.8%
		税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△23.6%
		前期確定申告差異	△57.4%
		その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△16.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	661.7%

（セグメント情報等）

<table>
<tr><th>第33期
自 平成29年 1月 1日
至 平成29年12月31日</th><th>第34期
自 平成30年 1月 1日
至 平成30年12月31日</th></tr>
<tr>
<td>
1.セグメント情報
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報
（1）製品及びサービス毎の情報
（単位：千円）
<table>
<tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr>
<tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>5,064,645</td><td>947,328</td><td>219,447</td></tr>
</table>
（2）地域毎の情報
①営業収益
（単位：千円）
<table>
<tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>5,674,747</td><td>556,673</td><td>6,231,421</td></tr>
</table>
（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産
全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。
</td>
<td>
1.セグメント情報
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報
（1）製品及びサービス毎の情報
（単位：千円）
<table>
<tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr>
<tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>3,280,295</td><td>1,250,895</td><td>292,479</td></tr>
</table>
（2）地域毎の情報
①営業収益
（単位：千円）
<table>
<tr><th>日本</th><th>米国</th><th>欧州</th><th>中国</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>4,146,114</td><td>355,400</td><td>314,289</td><td>7,865</td><td>4,823,670</td></tr>
</table>
（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。
</td>
</tr>
</table>

（関連当事者情報）

第33期（自平成29年1月1日　至平成29年12月31日）

1.関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 258,140	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価受取*2	千円 466,582	未収入金	千円 38,274
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取*2	千円 320,443	未収運用受託報酬	千円 66,004
								役務提供に対する対価受取*2	千円 149,246	未収入金	千円 76,716
								委託調査費の支払＊3	千円 579,488	未払費用	千円 268,707
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払＊3	千円 139,494	未払費用	千円 119,526
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取*2	千円 112,142	未収運用受託報酬	千円 25,475

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1　上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2　役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊3　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第34期（自平成30年1月1日　至平成30年12月31日）

1.関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 386,161	未払費用	千円 78,482
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取*3	千円 464,788	未収入金	千円 108,724
								役務提供に対する対価受取*3	千円 17,627	未収運用受託報酬	千円 8,510
								委託調査費の支払*4	千円 436,674	未払費用	千円 102,368
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払*4	千円 149,137	未払費用	千円 45,085
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取*3	千円 311,531	未収運用受託報酬	千円 102,776

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	千USドル 28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理 サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 57,546	未払費用	千円 19,928
								委託調査費の支払*4	千円 52,221	未払費用	千円 18,188

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1　上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2　役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊3　役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊4　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（１株当たり情報）

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日		第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日	
1株当たり純資産額	23,035円51銭	1株当たり純資産額	38,253円38銭
1株当たり当期純損失金額	663円69銭	1株当たり当期純利益金額	2,849円88銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日		第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日	
当期純損失	27,211 千円	当期純利益	119,202 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	27,211 千円	普通株主に係る当期純利益	119,202 千円
普通株式の期中平均株式数	41,000 株	普通株式の期中平均株式数	41,827 株

(重要な後発事象)

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日
（株主割当増資に関する事項） 当社は平成30年2月22日付けの取締役会決議に基づき、100%親会社であるパインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.に、株主割当増資を平成30年3月5日付けで実施致しました。 1）増資の目的 当社の財務基盤強化を目的としております。 2）増資の内容 ①発行株式の種類　普通株式 ②発行株式数　1,000株 ③発行価額　1株に付き　527千円 ④発行価額の総額　527,140千円 ⑤資本組入額の総額　500,000千円 ⑥増資後の資本金　1,000,000千円	該当事項はありません。

2.中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

	第35期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		537,309
短期貸付金		700,000
前払金		4,736
前払費用		42,082
未収入金		97,527
未収委託者報酬		439,187
未収運用受託報酬		275,087
立替金		3,830
未収収益		2,010
未収還付法人税等		14,478
流動資産合計		2,116,251
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1	28,349
工具器具備品	*1	9,084
リース資産	*1	18,385
有形固定資産合計		55,819
無形固定資産		
ソフトウェア		1,161
電話加入権		3,875
無形固定資産合計		5,036
投資その他の資産		
投資有価証券		923
関係会社株式		164,013
敷金保証金		109,117
預託金		74
繰延税金資産		18,495
投資その他の資産合計		292,624
固定資産合計		353,481
資産合計		2,469,733

（単位：千円）

	第35期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）
負債の部	
流動負債	
預り金	23,828
未払収益分配金	240
未払手数料	162,243
その他未払金	269,400
未払費用	326,599
未払法人税等	2,819
未払消費税等 *2	9,848
賞与引当金	195,596
リース債務	3,803
流動負債合計	994,379
固定負債	
退職給付引当金	75,966
役員退職慰労引当金	3,788
リース債務	14,936
固定負債合計	94,691
負債合計	1,089,070
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	58,876
資本剰余金合計	58,876
利益剰余金	
利益準備金	265,112
その他利益剰余金	
任意積立金	230,000
繰越利益剰余金	△ 173,213
利益剰余金合計	321,899
株主資本合計	1,380,776
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 113
評価・換算差額等合計	△ 113
純資産合計	1,380,662
負債・純資産合計	2,469,733

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第35期　中間会計期間 (自2019年1月 1日 至2019年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,238,189
運用受託報酬		581,015
その他営業収益		95,715
営業収益合計		1,914,920
営業費用及び一般管理費	*1	2,067,435
営業損失(△)		△ 152,515
営業外収益		
受取利息		3,170
受取配当金		6
為替差益		4,310
雑収入		467
営業外収益合計		7,955
営業外費用		
支払利息		48
営業外費用合計		48
経常損失（△）		△ 144,607
特別損失		
退職特別加算金		15,435
投資有価証券償還損		31
特別損失合計		15,467
税引前中間純損失（△）		△ 160,075
法人税、住民税及び事業税		1,890
法人税等還付税額		△ 2,687
法人税等調整額		66,949
法人税等合計		66,151
中間純損失（△）		△ 226,226

(3) 中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間　（自2019年1月1日　至2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
					任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	△ 360	△ 360	1,606,642
当中間期変動額											
中間純損失（△）	-	-	-	-	-	△ 226,226	△ 226,226	△ 226,226	-	-	△ 226,226
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	247	247	247
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 226,226	△ 226,226	△ 226,226	247	247	△ 225,979
当中間期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 173,213	321,899	1,380,776	△ 113	△ 113	1,380,662

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員及び役員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の退職給付要支給額を計上しております。 退職給付引当金の算定にあたり、当中間会計期間末日における自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として中間会計期間末日の直物為替相場による円換算額を付しております。
5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は，税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第35期　中間会計期間末 2019年6月30日現在		
*1.有形固定資産の減価償却累計額		
	建物附属設備	113,104 千円
	工具器具備品	109,352 千円
	リース資産	967 千円
*2.消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第35期　中間会計期間 自　2019年1月 1日 至　2019年6月30日		
*1.減価償却実施額	有形固定資産	4,009 千円
	無形固定資産	199 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第35期　中間会計期間
自　2019年1月 1日
至　2019年6月30日

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2.自己株式に関する事項　　該当事項はありません

3.新株予約権等に関する事項　　該当事項はありません

4.配当に関する事項　　該当事項はありません

（リース取引関係）

第35期　中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産　主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第35期　中間会計期間末（2019年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
1)　現金・預金	537,309	537,309	-
2)　短期貸付金	700,000	700,000	-
3)　未収入金	97,527	97,527	-
4)　未収委託者報酬	439,187	439,187	-
5)　未収運用受託報酬	275,087	275,087	-
6)　未収収益	2,010	2,010	-
7)　投資有価証券	923	923	-
資産計	2,052,046	2,052,046	-
1)　未払手数料	162,243	162,243	-
2)　その他未払金	269,400	269,400	-
3)　未払費用	326,599	326,599	-
負債計	758,243	758,243	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）短期貸付金、3）未収入金、4）未収委託者報酬、5）未収運用受託報酬、6）未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7）投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1）未払手数料、2）その他未払金、3）未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）子会社株式（中間貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（有価証券関係）

第35期　中間会計期間末 2019年6月30日現在

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	164,013
合計	164,013

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	-	-	-
	小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	923	1,037	△113
	小計	923	1,037	△113
合計		923	1,037	△113

（セグメント情報等）

第35期 中間会計期間
自 2019年1月 1日
至 2019年6月30日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

（1）製品及びサービス毎の情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域毎の情報

①営業収益

（単位:千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
1,666,845	105,874	120,163	22,036	1,914,920

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報　（単位:千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	224,648

（注）外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上のものを記載しております。

（１株当たり情報）

第35期 中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日	
1株当たり純資産額	32,872円 92銭
1株当たり中間純損失	5,386円 34銭

(注)

1.当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純損失	226,226 千円
普通株式に係る中間純損失	226,226 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	-
普通株式の期中平均株式数	42,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（2）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5）前記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

１）受託会社

①名称及び資本金の額（2019年9月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社　　324,279百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

２）販売会社

①　名称及び資本金の額（2019年9月末日現在）

a. 岡三証券株式会社	5,000百万円
b. フィデリティ証券株式会社	9,257百万円
c. むさし証券株式会社	5,000百万円
d. 楽天証券株式会社	7,495百万円
e. 株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円
f. 明和證券株式会社	511百万円

②　事業の内容

a. ～f. 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

２【関係業務の概要】

１）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

２）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３【資本関係】

１）受託会社

該当事項はありません。

２）販売会社

該当事項はありません。

≪参考情報≫再信託受託会社の概要

名称	：	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	：	10,000百万円（2019年9月末日現在）
資本構成	：	三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	：	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第３【参考情報】

2019年 5月23日	臨時報告書　提出
2019年 8月 9日	有価証券報告書、有価証券届出書　提出
2019年 8月23日	臨時報告書　提出

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成３１年3月１９日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成３０年1月１日から平成３０年１２月３１日までの第３４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成３０年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０１９年１２月１８日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　伊藤　志保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞の２０１９年５月１４日から２０１９年１１月１２日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ現地通貨建て新成長国債インカムオープン＜毎月分配型＞の２０１９年１１月１２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

２０１９年9月１８日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０１９年1月1日から２０１９年１２月３１日までの第３５期事業年度の中間会計期間（２０１９年1月1日から２０１９年6月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０１９年6月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０１９年1月1日から２０１９年6月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。